

書評（学界展望【憲法】）：Dominique Rousseau,
La Ve République se meurt, vive la démocratie,
Paris, Odile Jacob, 2007, 334p.

南野, 森
九州大学大学院法学研究院：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/19653>

出版情報：121 (3=4), pp.230-232, 2008-04. 国家学会
バージョン：
権利関係：

学界展望 〈憲法〉

Dominique ROUSSEAU, *La V^e République se meurt, vive la démocratie*

(Paris, Odile Jacob, 2007, 334 p.)

一 フランス第五共和政憲法はまもなく五〇周年を迎える。フランスの憲法史上例外的な長命を誇るようになった同憲法は、しかしながら、この半世紀のあいだにいくつかの重要な改正を受けているし、また実際の運用過程においても当初の制憲者がおそらく予測してはいなかったであろう展開をみせてもいる。およそ憲法の同一性をなにごとに求めるかについては、さまざまな見地がありうるが、アルジェリア問題の解決を託されたド・ゴールの「身丈に合わせた衣装」とまで言われた同憲法の場合、ド・ゴール後の動態が、ゴリゾムの憲法体制との距離によってその同一性のみならず正統性をも評価される運命にあったことは、日本とは異なるフランス憲法の特異性の一つと言えるだろう。そもそも、特定の憲法が一定期間妥当しているにもかかわらず、その下で生きる実定法学者がその正統性を議論するというのは、メタレベルの議論として、あるいは憲法史上の一論点として——たとえば第五共和政憲法は、第四共

和政憲法の定める改正規定との関係で、ド・ゴール政府への改正権限の授権のあり方を法的に問題視されるものであった——それがなされることをひとまず措けば、必ずしも当然のことからではない。それがフランスでは普通に議論されてきたというのは、やはりカリスマ的正統性を担っていたド・ゴールに現行憲法の成立が負うところあまりにも大であったことと、それゆえに彼の退場後、ド・ゴールなき「ド・ゴール憲法」とはなにかが問われざるをえなかったことによる。その際、伝統的に「政治学的傾向」を強く帯びていたフランス憲法学者が、大勢としては、問題を、眼前にある憲法政治体制の正統性の問題として取り上げてきたのであった。

二 本書は、現代フランスにおける有力な憲法学者の一人である著者による最新のモノグラフィであるが、フランス憲法学者の「法律学化傾向」に合わせるかのように憲法院判例の解説を「公法雑誌」に連載してきた著者にとっては、久しぶりの「政治学的傾向」を有した作品である。四部構成のうち前三部が二〇〇七年大統領選までの憲法史に充てられているが、そこでは平板に歴史が語られるのではなく、いかに五八年当初の規定やその趣旨から、その後の憲法動態が離れたものであるかを明らかにするという観点で、興味深いエピソードや主要な政治家の発言等も交えながら運筆されている。

三 周知のように、第五共和政憲法は、それに先立つ二つ

の憲法の下で危機的症狀を呈することになったフランス流の「議會中心主義」を否定し、強大かつ安定した執行権を創成するために、それに反対する議會人・政党人たちをド・ゴールのカリスマ性が押さえ込むかたちで成立した。とはいえ、本書も強調するように、その過程でド・ゴールは彼らやドブレに対してさえも妥協を余儀なくされており、徹底した大統領中心主義の憲法とはなりえなかった。それが六二年の「強引な」改憲により大統領の直接公選制が導入されたことを受け、大きく大統領中心主義へと傾く。ところが六五年にド・ゴールが大統領に再選されて以降は、——本書が語る興味深い詳細は省かざるをえないが——ポンピドゥ首相の存在感が高まり始め、そこに六八年五月危機が勃発する。大統領と首相という、執行権の長同士の争いは、結局首相に優勢のうちに終わり、六九年には人民投票で敗れたド・ゴールは引退する。その後を襲ったポンピドゥ大統領も、シャバン・デルマス首相との対立を経て弱体化し、さらにその急逝、そしてジスカール・デスタン大統領の就任により、ゴーストはエリゼ宮から退場する。そして彼もまたシラク首相と対立していく。加えてミツテラン以降、フランスは保革共存を三度経験する。要するに、第五共和政が大統領中心主義であったのは、六二年からの数年間という実に短い期間でしかなかったということになる。

二〇〇〇年の改憲による大統領五年任期制の導入は、大

統領選挙と下院議員選挙を続けて行うことにより、大統領多数派と下院多数派とが一致することを目論み、大統領中心主義的傾向を再強化するものと言えるが、他方で、数度の細かい改憲を経て議会の権限も拡大されており、五八年当初と比して議会の地位は現在ではかなり高められている。大統領中心主義か議會中心主義かという、五八年以来盛んに議論された政体の性質をめぐる論争は、〇七年においてはそのままにはあてはまらないにもかかわらず、やはり決着が着いていないという点では変わるところがない。

この他にも、九九年のパリテ導入のための改憲は、古典的な男女平等原則を大きく変更するものであるし、〇三年の地方分権推進のための改憲は、五八年憲法本来の中央集権主義、あるいはジャコバン主義を、いわばジロンド主義的なものへと大きく変容させた。立法権と執行権の権限分配を担保する機関として創設された憲法院は、七一年判決および七四年改憲以降、実質的な違憲立法審査機関化している。それに加えて五八年には憲法の想定していなかった欧州連合の存在が、欧州法の憲法に対する優越性を認める憲法院判決（〇四年一月一九日）までをも出さしめるに至っている。もはや第五共和政は、原型を留めていないとさえ言いうるのである。

四 執行権の双頭制という第五共和憲法独特の問題性は、とりわけ保革共存により顕現したと一般に理解されているが、著者によれば、それを解消したはずの現行憲法におけ

る最大の問題は、執行権と立法権とが同一政党に掌握されていることではなく、それらが双頭制を奇貨として自らの決定に責任をとらないことにある。「市民」が憲法上不在であつて、法定立にも法執行にも介入し統制することができないことこそが、現代フランスのデモクラシーにおける問題なのである、と著者は言う。そこで著者の描く処方箋は、その年来の主張でもある、憲法院への提訴権を市民にも認めることのほか、アッカーマンを彷彿とさせるような

「市民集会」の開催や、署名・請願形式による百万人超の市民による法案提出権の新設、司法裁判所と行政裁判所の一元化、司法の独立を担保する機関としての司法官職高等評議会の権限強化等、多彩である。そうすることで市民を憲法上のアクターとして登場させることに果たしてなるのか、なるとしてそれで良いのか、という疑問はありうる。ころではあるが、人権宣言第六条が、「市民はみずから法律の形成に参与する」と謳っていたことを忘れてはならないという著者の主張は、少なくともフランス社会においては一定の説得力を有するものなのであろう。日本においても、市民自治といった概念を主張する政治学や、さらにひよつとすると市民主権概念を提示する憲法学とも共鳴するのかも知れない。

五 本書はその大部分を憲法史の記述に充てているが、そのうちの一定の部分は、政治学的傾向をもつフランス憲法学については九〇年代までに出揃った感のある邦語による

重要な研究業績に接した日本の読者にとつては、それゆえ瞠目の発見が散見されるというわけではない。とはいへ、サルコジ大統領誕生直前の時期までを扱った第五共和政史としては他に類書が多くあるわけではないし、なにより、「持続的民主政」を主張してきた著者ならではともいえずうが、現代における憲法の正統性として「市民」の存在を前面に持ち出す本書には、それをどう評価するかは別としても一定の独自性がある。

なお、本書はおそらく一般市民向けに物されたものであろうが、そのためか脚注がほとんどないことは研究者にとつての本書の欠点の一つと言えるだろう。ただ、そのことと裏腹に、きわめて読みやすい平易なフランス語で書かれており、いくつかの憲法院判決についてのコメントの部分を別とすれば、詳細な背景知識がなくとも全体を通読して第五共和政憲法史の知識を得ることができると、これからフランス憲法を学ぼうとする人や復習したい人、あるいは簡便に戦後のフランス憲法史や現在の問題状況を知りたい人には、適切な一冊である。

(九州大学准教授 南野 森)